

◆委員会の趣旨

1 条例制定の目的

この条例は、市民がまちづくりの主体であるという基本理念のもとに、福知山市における市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市のそれぞれの役割と責任を明確にし、共に考え協力し、行動することにより市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的としています。

市政運営についても広報と情報公開の充実を通じて市政への理解と信頼関係を深め、公正で開かれたものとし、市政の計画策定や政策決定などへの市民参画の機会を拡大し、まちづくりの課題や目標の共有によって、社会変化や市民ニーズに即応した協働型社会を推進する必要があります。

そこで、まちづくりを支える市民、市議会及び市の役割と責務、まちづくりへの市民の参画と協働の仕組み、市政運営のあり方等のまちづくりに関する基本的なルールを定めた自治基本条例を制定し、まちづくりの主役である市民が主体となった市民自治のまちづくりを確立して、自立した自治体運営をめざすものとして制定されました。

2 推進委員会の趣旨

この条例は第27条で「本市の自治の推進における最高規範であり、市は、計画等の策定及び条例等の制定改廃に当たっては、この条例に基づき、整合を図らなければならない。」とし、各種の計画等の策定や他の条例、規則等の制定や改廃等において、この条例の内容に則って整合を図っていく必要があります、市の最高規範と位置づけています。

また、「この条例による市民の参画の状況把握及び改善を行うため、福知山市自治基本条例推進委員会を設置するものとする。」としています。

将来的な社会経済情勢が変化した場合に、この条例を時代にあったよりふさわしいものとしていくために、条例の見直しや自治のあり方もそれに対応していく必要があります。この条例の実効性を高めていくことも求められますので、見直しにあたっては市民の参画を得たこの委員会を設置し、この条例が適切に運用されているかどうか検証・検討することとします。

3 「参画と協働」

まちづくりは、市民と市が対等な関係で共通目的を持って相互理解のもと、協働で進めていくことが必要です。

まちづくりは、行政だけが担うという考え方から一步進めて、主権者である市民が企画・立案の段階から参画し、市民と市が対等の関係のもとで連携協力し、相乗効果を発揮して、より大きな成果を生み出すための取組が重要です。そのために、まちづくりに関する情報の提供や発信、学習の場の提供などの進め方を行い、市民の参画の推進について効果的な取組について、ご意見を伺います。